

悪質な貸金業者やヤミ金融でお困りの方

悩まずに相談を!



悪質な貸金業者やヤミ金融のことで困っているのに、誰に相談していいかわからない…

まずは連絡を! 相談先がわからない場合でも、相談先をご案内いたします。

あなたの周りにはたくさんの相談機関があります!

ヤミ金融や多重債務などの相談を受け付けています。
相談内容により、さらに専門の相談窓口の案内も行います。

0852-32-5916

島根県消費者センター (日～金 8時30分～17時)
※日曜日は電話相談のみ

0856-23-3657

島根県消費者センター石見地区相談室
(月～金 8時30分～12時、13時～17時)
(お住まいの市町村担当課へも相談できます)

正規の貸金業者は登録が義務付けられています。
登録の有無の確認や登録業者の違法な取立行為などの
相談を受け付けています。

財務局長登録業者に関する苦情・相談

0852-21-5231

中国財務局松江財務事務所理財課
(月～金 8時30分～17時15分)

島根県知事登録業者に関する苦情・相談

0852-22-5882

島根県商工労働部 中小企業課
(月～金 8時30分～17時15分)

当協会は、これ以上借金を増やさないための「貸付自粛
依頼情報」の登録手続き、貸金業者の事実と違う**広告等**
への**苦情**や会員の営む貸金業の業務に対する**債務者等**
からの**苦情の解決**の受付相談を行っています。

0852-24-2229

日本貸金業協会島根県支部
(月～金 9時30分～17時30分)

ヤミ金融・悪質な貸金業者等の取締りに関する相談
を受け付けています。

#9110又は0852-31-9110

島根県警察本部 広報相談課 警察相談センター
(毎日24時間)

0852-27-4649

島根県警察本部 生活環境課 悪質商法110番
(月～金 8時30分～17時15分)

悪質な貸金業者、ヤミ金融、その他種々の法律問題
につき、電話での問合せに応じます。収入の少ない方には、
弁護士等による**無料法律相談**もあります。

0570-078374

日本司法支援センター (法テラス)
(月～金 9時～21時、土 9時～17時)

悪質な貸金業者やヤミ金融でお困りの方は、法律の
専門家である**弁護士が相談に応じます**。

松江・出雲・隠岐地区の方は…

0852-21-3450

島根県弁護士会

松江・出雲・隠岐法律相談センター (要予約 有料)
(多重債務については無料相談があります。詳しくは上記までお問い合わせ下さい)

石見地区の方は…

0855-22-4514

石見法律相談センター
(要予約 原則2回まで無料)

サラ金やヤミ金融でお困りの方は、是非**法律の専門**
家にご相談を。必ず法的救済が可能です。法律の専門
家の費用が準備できない人には、**公的な費用支援制度**
があります。

0120-114-234

島根県司法書士会 司法書士総合相談センター
(月～金 12時30分～15時30分)

(裁判所の手続の受付相談)

裁判所の手続を利用しようと思われたときはお問い
合わせ下さい。

0852-23-1701

松江簡易裁判所
(月～金 8時30分～17時15分)

(平成23年4月1日現在)

R100

PRINTED WITH
SOY INK